

いわき市立小名浜第二中学校 「学校いじめ防止基本方針」

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを全職員が強く認識し、どんなささいな情報も教職員で共有し、早期発見・早期対応に努める。
 - (2) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、他人を思いやり、人権を尊重しあえる人間関係の構築に努める。
 - (3) 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
- 2 いじめ防止対策のための組織
〔構成員〕

いじめ防止対策委員会（週一回開催の企画委員会メンバーで構成する。）
（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭）

〔役割〕
 - (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - (2) 教職員の共通理解と意識啓発
 - (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - (4) 個別面談や相談に受け入れ、及びその集約
- 3 いじめ防止のための取組
 - (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ① 体験学習の充実……心豊かな生徒の育成（福祉体験学習、職場体験学習、ファイナンスパーク体験、スポーツ大会、合唱コンクール修学旅行）等
 - ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深化
 - ア いじめ事案をもとにした資料をもとにした道徳の時間の充実を図る。
 - イ 人権週間における人権学習において、いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りを行う。
 - ウ 新聞報道等を活用し、いじめに関する適宜指導する。
 - エ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
 - オ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 - カ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
 - キ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - ク 定期的に、各方面の取組や報告を資料に研修を実施する。
- 4 いじめの早期発見のための取組
 - (1) 定期的なアンケート調査の実施
 - (2) 教育相談の実施
 - (3) 電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - (4) 保護者と情報を共有する。（通知文・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等）
 - (5) いわき市教育委員会等の関係機関と日常的に連携・情報共有等を行う。
- 5 いじめに対する措置のための取組
 - (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
 - イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
 - ウ 「いじめ対策委員会」の方針の下、関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。

結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡をする。

- エ いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- オ いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、Web 巡回看視業者との連携を行い、直ちに削除する措置を取る。
- イ 情報モラル教育を推進する。

6 家庭、地域、関係機関との連携

- (1) 保護者には、学校・学年・学級だより等を通じて学校での取組や相談機関の紹介を行う。また、家庭訪問や三者懇談等で相談活動を行う。
- (2) P T A本部との連絡を密にし、情報の共有化と協力依頼を行う。
- (3) 民生児童委員や保護司会との連携を図る。
- (4) いわき市教育委員会とは、報告・連絡・相談を密にし指導を受ける。
- (5) 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- (6) 教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

7 重大事態への対処

重大事態とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企画した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
- 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

- すみやかにいわき市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等への通報を行い、支援を要請する。
- ア 学校の下に重大事態の調査組織を設置する。
- イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を学校の設置者に報告し調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

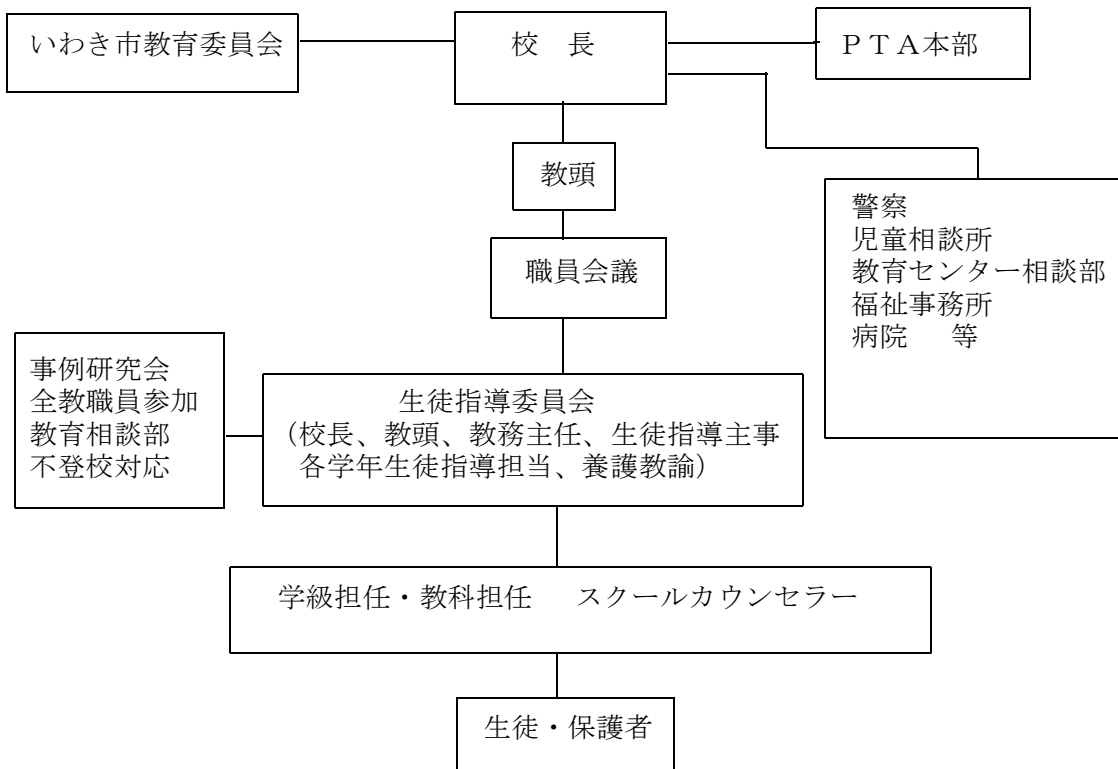
8 その他

(1) 年間計画

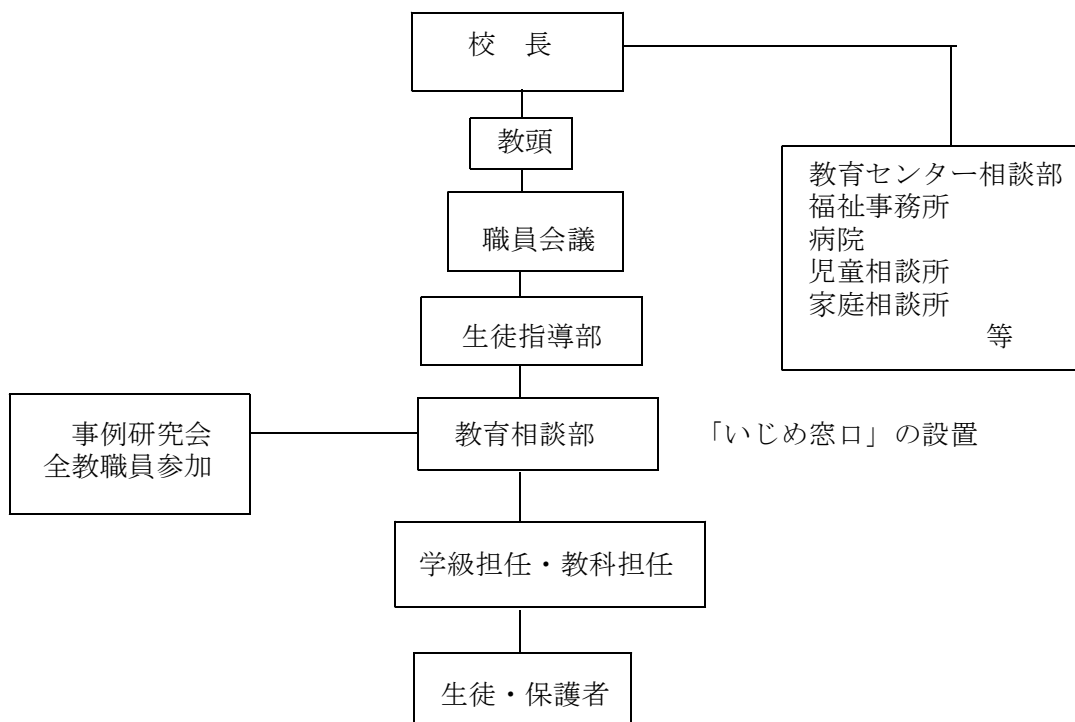
	実施内容
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ防止対策委員会 (年間の取組についての検証を行う時期の決定) ・ いじめアンケート及びP D C Aサイクル用「取組評価アンケート」の実施。(6月) ・ 第2回いじめ防止対策委員会 (いじめアンケート及びP D C Aサイクル用「取組評価アンケート」結果の分析及び個別面談、相談の設定) ・ 三者懇談を通じた生徒からの聞き取り調査 (7月)
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二者教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 (8月) ・ 第3回 いじめ防止対策委員会 (校内研修会の実施時期の決定) ・ いじめアンケート及びP D C Aサイクル用「取組評価アンケート」の実施。(11月) ・ 第4回 いじめ防止対策委員会 (いじめアンケート及びP D C Aサイクル用「取組評価アンケート」結果の分析及び個別面談、相談の設定)

	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会の実施 ・三者懇談を通じた生徒からの聞き取り調査（11月）
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ防止対策委員会(未然防止の取組の実施時期の決定) ・1月・・・いじめアンケート及びPDCAサイクル用「取組評価アンケート」の実施。 ・第6回いじめ防止対策委員会 (いじめアンケート及びPDCAサイクル用「取組評価アンケート」結果の分析及び個別面談、相談の設定。 年間の取組の評価の実施。

(2) 生徒指導体制



(3) 教育相談体制



- (4) 校内研修
 - ア 人権教育研修
 - イ 事例研究
 - ウ カウンセリング研修
 - エ ソーシャルスキルトレーニング

(5) 評価

学期に一回、下記資料をもとに実施する。

参考資料 1

P D C A サイクル用「取組評価アンケート」の例

ここに示したのは、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受けた中学校区が、P D C A サイクルに沿って取組を行うために用いている共通質問紙調査の8項目です。

不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけられて実施される取組の効果を検証するために、友人関係、勉強、いじめ、暴力について尋ねています。各指定地域は、この他に地域独自の調査項目を付け加えて実施しています。

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月（注：9月、1月など）になってから次のようなことを、この学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに1～2回あった	月に2～3回あった	週に1回以上あった
オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりした・・・・・・・・	1	2	3	4
キ 叩いたり、けったり、強く押したりした・・・・・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、いじわるをしたり、イヤな思いをさせたりした・・・・・・・・	1	2	3	4

